

2月号の主な記事

- 高齢者の人権特集 1~3面
子育て情報 5面
すみのえトピックス 8面
地活協通信（住之江） 12面

内容について令和6年1月17日時点のものです。最新の情報はホームページ等でご確認ください。



住之江区ホームページ

編集／発行 住之江区役所 総務課（ICT・企画）
〒559-8601 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号
☎06-6682-9992 FAX06-6686-2040
おかげ間違いにご注意ください。

区役所開庁時間
月曜～木曜 9時～17時30分
金曜 9時～19時（17時30分以降は一部窓口のみ）
毎月第4日曜 9時～17時30分（一部窓口のみ）



© Expo 2025



高齢者の人権を守り 人権あゆみ 第34号

みんなが笑顔で暮らせるまちに

大阪市では、一人ひとりの権利が尊重され、すべての人が自己実現をでき、生きがいのある人生を創造できる、自由・平等で公正な社会の実現をめざしています。

高齢化が進む昨今、大阪市では高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできるよう、人権施策の推進を図っています。

その1 区役所の人権施策の取組

区役所では、人権啓発や相談に関する様々な取組を実施しています。

住之江区地区人権学習会

区役所では、人権啓発推進員と連携し、高齢者や子ども、障がいのある方の人権に関するテーマの学習会を開催し、広く人権について学べる場を提供しています。映画鑑賞では、認知症になった方やその家族の体験談などから高齢者的人権を学んでいます。

「誰にでも楽しめる」音楽による参加型コンサートでは、参加者が一体となることでお互いが尊重することの大切さを学んでいます。



認知症についての映画鑑賞と講話



参加型コンサート

地区人権学習会の開催状況はこち
ら



人権週間での啓発活動



毎年12月4日～10日を人権週間としています。

区役所では、人権啓発パネルの設置などを行っています。

この機会に改めて人権への理解を深めましょう。

皆さんも参加して
人権について
考えてみましょう。



人権相談窓口の設置

人権について知りたい、相談したいなどの場合は、下記へご相談ください。

●専門相談員による相談窓口(事前予約制)

大阪市人権啓発・相談センター

☎06-6532-7830 FAX06-6531-0666

✉7830@osaka-jinken.net

月～金曜 9:00～21:00 日曜・祝日 9:00～17:30
※受付は、相談時間終了の30分前までです。

●区役所相談窓口

協働まちづくり課 窓口④番 ☎06-6682-9983

月～金曜 9:00～17:30(土日祝・年末年始は除く)

その2 高齢者の人権を守り、笑顔になるための地域の取組

地域活動協議会などの地域団体は、高齢者が気軽に参加し楽しみながらつながりづくりができる場の提供を行っています。参加する高齢者と楽しく会話をしながら見守りを行い、身体や様子の変化を気にかけ、必要に応じて地域包括支援センターと連携して支援し、支え合う活動を行っています。

地域活動協議会

ふれあい喫茶や健康体操などを開催し、高齢者とボランティアの方が日常の出来事や様子について楽しく話し、高齢者の笑顔あふれる場を提供しています。



加賀屋東地域 ふれあい喫茶



花の町地域 健康体操

老人クラブ連合会

手芸やグラウンドゴルフなど好きなことを通じて楽しみながら、お互いを尊重し合うことのできるつながりづくりを行っています。



展示会



グラウンドゴルフ

地域包括支援センター

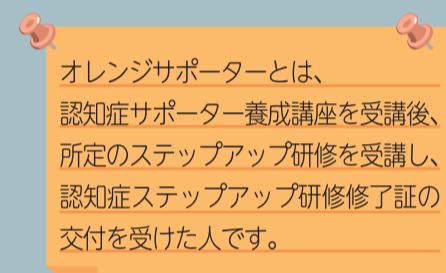
介護、福祉、保健など総合相談窓口の設置や、高齢者虐待の早期発見・防止のための地域支援体制づくりなどを行っています。また、区内1か所を認知症強化型地域包括支援センターとし、「オレンジサポート」による支援や啓発講座の開催といった、認知症に関する相談・支援を行うなど様々な方法で高齢者の人権を守るための活動に取り組んでいます。



認知症区民啓発講座



認知症の方々を支える
「オレンジサポート」の皆さん



地域包括支援センターに
ついてはこちら



大阪市人権啓発推進員住之江区連絡会から区民の皆様へ

今回の「人権あゆみ」では、区役所の人権施策の取組をご紹介するとともに、様々なサークル活動などを通じて人とのふれあいを持つことにより、高齢者の方々がいきいきとした日々を送れるよう支えている人たちの活躍をクローズアップさせていただきました。

初めてサークル活動などに参加する人は、互いに打ち解けることの難しさがあったり、第一印象で仲良くなれそうにないと感じたりといったこともあると思いますが、同じ趣味を通じて、あるいは、共通の目的を持ってというコミュニティでのお付き合いを続けることで、互いに違った一面を改めて知るといったこともあります。

このようなふれ合いが自分を成長させ、互いに活き活かされる源となるのではないかと改めて考えています。

高齢者や障がいのある方、子ども、LGBTQの方などすべての人がお互いを尊重し、安心して暮らせるまちを作るため、みんなで人権を守りましょう。

大阪市人権啓発推進員住之江区連絡会では、年1回広報紙「人権あゆみ」を広報紙特集として発行しています。

問合せ **協働まちづくり課(社会教育)**
窓口④番 ☎06-6682-9983

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

